

議案第 7 1 号

前橋市学校問題対策専門委員会設置条例の改正について

令和 6 年 5 月 8 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市学校問題対策専門委員会設置条例の一部を改正する条例

前橋市学校問題対策専門委員会設置条例（平成 2 7 年前橋市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「9 人」を「1 0 人」に改める。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（報酬）

第 5 条 委員長、副委員長及び委員に支給する報酬の額は、次のとおりとする。

（1）第 2 条に規定する所掌事務に関する業務であつて、調査、分析又は報告書の作成に係る業務に従事したものとして市長が認める場合 1 時間当たり 1 万円

（2）次条の会議に出席する場合における報酬の額は、次のとおりとする。

ア 委員長 1 日当たり 9, 6 0 0 円

イ 副委員長及び委員 1 日当たり 8, 7 0 0 円

2 前項の報酬の支給方法については、同項第 1 号の規定により支給するものにあつては前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年前橋市条例第 1 2 号）の規定の例により、同項第 2 号の規定により支給するものにあつては前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年前橋市条例第 2 3 号）の規定の例による。

附 則

1 この条例は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 5 条第 1 項第 1 号の規定による報酬は、前橋市学校問題対策専門委員会設置条例第 2 条の規定による教育委員会からの諮問の時期にかかわらず、令和 6 年 6 月 1 日以後に従事する調査、分析又は報告書の作成に係る業務について適用する。

3 前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年前橋市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

学校問題対策専門委員会委員長	日	額	9, 6 0 0 円
同	日	額	8, 7 0 0 円

」

を削る。